

○亀山市全国大会出場旅費補助金交付要綱

平成22年3月31日
告示第60号

(目的)

第1条 この告示は、児童及び生徒がスポーツ競技の全国大会(以下「大会」という。)に出場する場合に、出場に要する旅費の一部を補助することにより、当該児童及び生徒の保護者の負担軽減を図り、もってスポーツの振興に寄与することを目的とする。

(補助金の名称)

第2条 この告示により交付する補助金の名称は、亀山市全国大会出場旅費補助金(以下「補助金」という。)という。

(補助金の交付対象者)

第3条 補助金の交付対象者は、出場する大会(中学校体育連盟が主催するものを除く。)の要項等に基づく登録選手である児童及び生徒の保護者であって、市内に住所を有する者とする。

(補助金の額)

第4条 補助金の額は、出発地と大会の開催地とを往復する場合に要する交通費の額に2分の1を乗じて得た額(その額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。)とする。ただし、1万円を限度とする。

(補助金の交付申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする者は、大会が開催される日までに、全国大会出場旅費補助金交付申請書(様式第1号)を市長に提出しなければならない。

(補助金の交付)

第6条 市長は、前条の申請があったときは、その内容を審査し、相当と認めたときは、全国大会出場旅費補助金交付決定通知書(様式第2号)により、申請者に通知するものとする。

(実績の報告)

第7条 補助金の交付を受けた者は、出場した大会の終了後、全国大会出場旅費補助金実績報告書(様式第3号)にその成績等を示す書類を添付して市長に提出しなければならない。

(委任)

第8条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、平成22年4月1日から施行する。

附 則(令和2年12月28日告示第210号)

(施行期日)

1 この告示は、令和3年1月1日から施行する。

(経過措置)

2 この告示の施行の際現にあるこの告示による改正前の様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

様式第1号(第5条関係)

(令2告示210・一部改正)

様式第1号(第5条関係)

全国大会出場旅費補助金交付申請書

年 月 日

亀山市長 様

住 所

氏 名

※本人が署名しない場合は、記名押印してください。

電話番号

亀山市全国大会出場旅費補助金の交付を受けたいので、亀山市全国大会出場旅費補助金交付要綱第5条の規定により申請します。

1 交付申請額 円

2 大会の開催日

3 大会の場所

様式第2号(第6条関係)

様式第2号(第6条関係)

第 年 月 日
年 月 日

全国大会出場旅費補助金交付決定通知書

様

亀山市長



年 月 日付で申請のあった亀山市全国大会出場旅費補助金について次のとおり交付決定したので、亀山市全国大会出場旅費補助金交付要綱第6条の規定により通知します。

交付決定額 _____ 円

様式第3号(第7条関係)

(令2告示210・一部改正)

様式第3号(第7条関係)

年 月 日

全国大会出場旅費補助金実績報告書

亀山市長 様

住 所
氏 名
電話番号

全国大会に出場しましたので、亀山市全国大会出場旅費補助金交付要綱第7条の規定により関係書類を添えて実績を報告します。